



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ITS P飯田スポーツクラブ

3 代表者の氏名

福澤 研二

4 主たる事務所の所在地

飯田市桐林3445番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対してスポーツに関する事業を行い、スポーツの振興・地域活動の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シェイクハズひかり

3 代表者の氏名

小林 ふみえ

4 主たる事務所の所在地

松本市波田6908番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月17日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウエルライフ梓峰

3 代表者の氏名

高山 紀夫

4 主たる事務所の所在地

松本市大字島内332番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対する障害者グループホーム・ケアホーム、高齢者短期入所生活介護等の介護事業、居宅介護支援等の事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成26年7月17日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称 所 在 地 指 定
年 月 日

科野商会	千曲市鑄物師屋373-13	平成26年 7月11日
------	---------------	----------------

企 業 局

公告

長野県須坂青年の家の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成26年7月17日

長野県教育委員会教育長 伊藤学司

1 施設の概要等

(1) 名 称

長野県須坂青年の家

(2) 所在地

長野県須坂市大字仁礼字峰の原3153番784号

(3) 設置目的

団体宿泊研修を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行うことにより、青少年の心身ともに健全な

育成を図ることを目的としています。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和57年4月
構造	鉄筋コンクリート造地上2階
敷地面積	33,060m ²
延床面積	3,184.33m ²
主な施設	宿泊棟（定員120名）等（長野県須坂青年の家管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31までの2年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県須坂青年の家指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県須坂青年の家の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県須坂青年の家の利用に係る料金に関する業務
- (4) 青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、長野県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課（郵便番号380-8570（長野県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/karenren/shitekanri.html>

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 法人税、消費税、地方消費税及び長野県税に係る納税証明書
- カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成26年8月25日（月）から9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、平成26年9月5日は午前9時から正午までとします。）

6 現地説明会の開催

長野県須坂青年の家の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成26年8月20日（水）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

長野県須坂青年の家

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成26年8月13日（水）午後5時までに、募集要項に定める現地説明会参加申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県青年の家・少年自然の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課（電話 026（235）7437）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化財・生涯学習課

公告

長野県望月少年自然の家の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成26年7月17日

長野県教育委員会教育長 伊藤学司

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県望月少年自然の家

(2) 所在地

長野県佐久市協和3489番67号

(3) 設置目的

少年を自然に親しませ、団体宿泊研修を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図ることを目的としています。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和52年4月
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	330,000m ²
延床面積	2,339.36m ²
主な施設	宿泊棟（定員200名）等（長野県望月少年自然の家管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31までの2年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県望月少年自然の家指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県望月少年自然の家の利用の許可に関する業務

(3) 長野県望月少年自然の家の利用に係る料金に関する業務

(4) 少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、長野県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていなこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課（郵便番号380-8570（長野県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/karenren/shitekanri.html>

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 法人税、消費税、地方消費税及び長野県税に係る納税証明書

カ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成26年8月25日（月）から9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、平成26年9月5日は午前9時から正午までとします。）

6 現地説明会の開催

長野県望月少年自然の家の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成26年8月21日（木）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所

長野県望月少年自然の家

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成26年8月13日（水）午後5時までに、募集要項に定める現地説明会参加申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県青年の家・少年自然の家

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞ります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課（電話 026（235）7437）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化財・生涯学習課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成26年7月17日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（1級）	平成26年10月19日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務（1級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関する事項。 車両等の誘導に関する事項。 交通誘導警備業務の管理に関する事項。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
	実技試験	車両等の誘導に関する事項。 交通誘導警備業務の管理に関する事項。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している

警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務（1級）	30人

6 受検の手続

- (1) 事前申込み
 - ア 事前申込みの方法
 - (7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。
 - (8) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
 - (9) 電話1本につき1人の受付とします。
 - (10) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成26年8月21日（木）から8月22日（金）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成26年9月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を説明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを説明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを説明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことにについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書の写し）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状
 (3) 検定手数料
 検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードするこ

ともできます。

- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
 (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

平成26年度の長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）、長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。

平成26年7月17日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

- (1) 長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）
 長野県の諸機関に勤務する臨床検査技師の職
 (2) 長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）
 長野県の諸機関に勤務する主事及び技師の職
 (3) 長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験
 長野県内の市町村立小中学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する県費負担の学校栄養職員の技師の職
 (4) 長野県市町村立小中学校事務職員採用試験
 長野県内の市町村立小中学校に勤務する県費負担の事務職員の主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
中級	臨床検査技師	若干名	検体検査業務等
初級	行政	10名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
	電気	若干名	電気・水道事業等に関する企画・設計・施工管理・保守管理、発電所の建設、商工業の振興等
	農業	若干名	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
	総合土木	5名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
	林業	若干名	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
学校栄養	学校栄養	若干名	学校給食に関する専門的・技術的な業務
小中事務	小中事務	15名程度	庶務・経理等の学校事務

3 受験資格等

(1) 国籍及び生年月日

試験の名称	試験区分	国籍及び生年月日
中級	臨床検査技師	昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
初級	行政	
	電気	
	農業	日本国籍を有する者で、平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
	総合土木	
	林業	
学校栄養	学校栄養	昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
小中事務	小中事務	日本国籍を有する者で、昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(2) 資格又は免許

試験の名称	試験区分	資格又は免許
中級	臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者（平成27年の春までに当該免許を取得する見込みの者を含む。）
学校栄養	学校栄養	栄養士の免許を有する者（平成27年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本国籍を有しない者（臨床検査技師及び学校栄養を除く。）
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	対象となる試験		試験の内容
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	臨床検査技師	公務員として必要な短大卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	初級	行政 電気 農業 総合土木 林業	公務員として必要な高校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	公務員として必要な短大卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	小中事務	小中事務	公務員として必要な高校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
専門試験	中級	臨床検査技師	短大卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験
	初級	電気 農業 総合土木 林業	試験区分に応じた高校卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	短大卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験

(注) 1 教養試験は出題数50題、専門試験は出題数40題です。

2 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験の方法	配点		基準（合格判定の必要最低基準）
	中級	初級（電気・農業・総合土木・林業）	
教養試験	400点	400点	
専門試験	400点	—	同上
合計	800点	400点	

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成26年9月28日（日）午前9時10分

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野吉田高等学校（長野市吉田2-12-9）
	長野高等学校（長野市上松1-16-12）（予備会場）
松本市	松本県ヶ丘高等学校（松本市県2-1-1）
	松本深志高等学校（松本市蟻ヶ崎3-8-1）（予備会場）

エ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成27年10月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所（長野地方事務所を除く。）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容	
作文試験	一般的事項についての作文試験	
口述試験	初級 小中事務	集団討論及び個別面接（1回）による試験
	中級 学校栄養	個別面接（1回）による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	

イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

試験の方法	配 点	基 準（合格判定の必要最低基準）
作文試験	250点	100点
口述試験	750点	第2次試験の個別面接において、7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
合 計	1,000点	

ウ 日時及び場所

全ての試験区分について、作文試験及び適性検査は平成26年10月19日（日）に、口述試験は11月上旬の指定する期日（平日、1日）に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。最終合格者については、平成26年11月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所（長野地方事務所を除く。）

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県知事等）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 任命権者は、意向確認のための面接等の結果に基づき最終的に採用者を決定します。

意向確認の際に健康診断書（様式指定・医療機関で受検）を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に障害があったり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

(3) 採用は、原則として平成27年4月1日の予定です。

(4) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

(5) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

7 給与等

現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初任給
中級	臨床検査技師	約177,200円
初級	行政 電気 農業 総合土木 林業	約146,600円
学校栄養	学校栄養	約165,600円
小中事務	小中事務	約146,600円

(注) 中級及び学校栄養の初任給は新規短大卒業者の、初級及び小中事務の初任給は新規高校卒業者の例であり、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

持参、郵送又はインターネットによる申込みのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>) からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局

長野県の地方事務所

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「中級請求」、「初級請求」、「学校栄養請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

(4) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。

(9) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間及び受付時間

① 持参による申込みの場合

受付期間は、平成26年8月27日（水）から8月29日（金）まで、受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

② 郵送による申込みの場合

受付期間は、平成26年8月11日（月）から8月26日（火）までです。

ただし、消印により8月26日（火）までに差し出したことがわかるもの又は8月29日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成26年9月9日（火）に発送する予定です。第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>) に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

イ 手続の概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成26年8月11日（月）0時から8月26日（火）24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成26年9月9日（火）に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	中級、初級（電気・農業・総合土木・林業）及び学校栄養の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数とその順位 (2) 合格者の順位	初級（行政）及び小中事務の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233・4234）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験及び専門試験の出題分野一覧表

試験の方法	対象となる試験		出題分野
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	臨床検査技師	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈
	初級	行政 電気 農業 総合土木 林業	
	学校栄養	学校栄養	
	小中事務	小中事務	
専門試験	中級	臨床検査技師	公衆衛生学 臨床検査総論（情報科学を含む。） 生理学 病理学（解剖・組織学を含む。） 臨床化学（生化学を含む。） 血液学 免疫・血清学 微生物学（医動物学を含む。）
	初級	電気	数学・物理・情報技術基礎 電気基礎 電気機器・電力技術 電子技術・電子回路 電子情報技術 電子計測制御
		農業	農業科学基礎 作物 野菜 果樹 草花 畜産 農業経営
		総合土木	数学・物理・情報技術基礎 土木基礎力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
		林業	森林経営 森林科学 測量 林産加工
	学校栄養	学校栄養	社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 給食の運営

人事委員会事務局

公告

平成26年度長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

平成26年7月17日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は長野県内の警察署に勤務する主事の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	若干名	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等

3 受験資格

(1) 年齢

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な高等学校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験(出題数50題)

(注) 出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

配点	基準(合格判定の必要最低基準)
400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成26年9月28日(日) 午前9時10分から

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野吉田高等学校(長野市吉田2-12-9)
	長野高等学校(長野市上松1-16-12)(予備会場)
松本市	松本県ヶ丘高等学校(松本市県2-1-1)
	松本深志高等学校(松本市蟻ヶ崎3-8-1)(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成26年10月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
作文試験	250点	100点
口述試験	750点	7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
合計	1,000点	

ウ 日時及び場所

平成26年10月下旬に口述試験及び適性検査を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成26年11月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として平成27年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 勤務条件

(1) 給与

給料表は、一般職給料表（行政）が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

学歴	初任給の月額
短期大学卒業者	約158,000円
高等学校卒業者	約146,600円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

(2) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>) からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務課警察職員採用センター

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(イ) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務課警察職員採用センター又は長野県内の警察署へ提出してください。

(イ) 受験票の所定欄に52円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。

(ウ) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成26年8月11日（月）から8月29日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、消印により8月29日（金）までに差し出したことがわかるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月29日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成26年9月中旬に郵送します。受験票には第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月23日（火）までに受験票が到着しない場合は、警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線 2631～2635）へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.lg.jp/>) に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(1) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成26年8月11日（月）0時から8月26日（火）24時までです。持参又は郵送等による場合より早く締め切ります。

また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止があるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成26年9月中旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。

受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、9月23日（火）までに電子メールが到達しないときは、警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線 2631～2635）へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及び順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務課警察職員採用センター（電話：026-233-0110 内線 2631～2635）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465 又は026-232-0111 内線 4233）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験の出題分野

出題分野
知識分野－社会科学 人文科学 自然科学
知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理・資料解釈

人事委員会事務局